

平成27年(ワ)第1378号 九条俳句不掲載損害賠償等請求事件

原告 [Redacted]

被告 さいたま市

被告準備書面 (8)

平成29年3月10日

さいたま地方裁判所第6民事部合議係 御中

被告訴訟代理人弁護士

馬 橋 隆



被告指定代理人弁護士

幸 田



被告指定代理人

西 淵



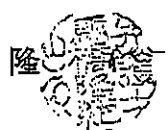
同

森 田 隆



同

斎 藤



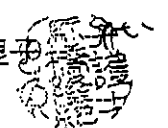
同

黒 須 雄



同

大 成



原告準備書面（10）の主張について、以下のとおり認否、反論する。

1. 1について

否認する。

公民館運営審議会（以下「公運審」という。）は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものであり（社会教育法29条2項）、調整機能を有していたり、個別の公民館利用者の権利救済を目的とするものではない。

さいたま市公民館運営審議会（以下「さいたま市公運審」という。）の場合は、さいたま市生涯学習総合センター館長（以下、さいたま市生涯学習総合センターを「センター」といい、同センター館長を「センター館長」という。）の諮問に応じ、各種の事業の企画実施につき調査審議を行うものである。

したがって、さいたま市公運審とセンター館長との関係は、原告の権利利益に影響を与えるものではなく、被告において、さいたま市公運審を通じて、原告の権利侵害や不利益を継続させたことはない。

2. 2について

(1) (1) について

社会教育法、さいたま市公民館条例及び同施行規則、文部科学省の告示に原告主張の記載があることは認め、主張は争う。

公運審は、公民館と市民との間の個別の紛争について、館長からの諮問がないにもかかわらず「公民館と地域住民との橋渡しとしての「調整」を行うような法的な権限を有するものではない。

(2) (2) について

ア 第1段落（合併前の～）は否認する。

合併前に公民館ごとの公民館運営審議会が設置されていたのは、旧大宮市

の公民館だけである。また、原告は、「合併に伴って、私が委員を務めていた「さいたま市公民館運営審議会」に統合されてしまった。」と主張するが、原告がさいたま市公運審で委員を務めていたことはない。

イ 第2段落（さいたま市の～）のうち、第1文及び第2文は認め、第3文は否認する。

さいたま市公運審は、センター（「さいたま市生涯学習センター」ではない。）に置かれ、センター館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものである。事務局は、センターの職員が務める。

ウ 第3段落（このように～）は、否認する。

前述したように、公民館ごとに公民館運営審議会が設置されていたのは、旧大宮市の公民館である。また、公運審は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものであり、「各公民館の具体的な事業の実施について、企画調査する」ものではない。なお、さいたま市公運審は、このような調査審議が物理的に困難な状況にある事実はない。

エ 第4段落（このような～）のうち、 公民館連絡協議会という組織があることは認め、その余は否認する。

 公民館連絡協議会のような、公民館ごとにある独自の組織は、合併前に旧浦和市において公民館ごとに置かれていた公民館運営協議会が合併後に広がったもので、公民館事業に協力することを目的とする組織である。

旧浦和市には、公民館運営審議会も置かれていたが、この協力組織は、現在の公民館運営審議会と同義同様のものではない。

オ 第5段落（後述のとおり～）は否認する。

カ 第6段落（第7期さいたま市～）は、第7期さいたま市公運審の提言に引用の部分があることは認める。

(3) (3) について

否認する。

前述したように、公運審は、「調整」を行う法的な権限を有する組織ではなく、館長の諮問に応じるための機関である。なお、館長の諮問による公運審の答申は尊重されるものである。

3. 3について

(1) 第1段落及び第2段落について

争う。

(2) ①について

ア 第1段落（「各公民館」の～）の主張は争う。

イ 第2段落（第7期公運審は～）から第4段落について、「第7期公運審は、第6期で答申を出したばかりであることから、「館長からの諮問」という形はとらず、「皆様の気づいた点、皆様の方から出された取り纏めたテーマについて協議頂きながら審議会を進めていく」「提言」方式をとることが確認されている。」ことは認め、その余は否認ないし争う。

センター館長は、さいたま市公運審に対し、「公民館における各種の事業の企画実施について調査審議する」ことを求めたのであり、公民館とその利用者との間の個々の紛争について、審議判断することを求めたものではない。

ウ 第5段落（さいたま市は～）は、否認ないし争う。

センター職員は、さいたま市公運審を公民館で開催することは、臨時会となり委員報酬を支払うことになるところ、委員報酬の予算措置がなされていないことから、開催できない旨を述べたのである。

また、資料の提供については、新聞等の著作権に配慮しつつ、適正に提供している。

エ 第6段落（また、本件不掲載事件～）について、被告が「不掲載は正当」という立場で一貫していることは認め、その余は否認する。

ただし、センター職員は、さいたま市公運審において、各委員及び安藤委

員長からの求めに応じて状況や公民館の立場を説明をしておき、さいたま市公運審の審議を軽視しているものではない。

オ 第7段落（それどころか～）は否認する。

「第三者調査機関において、本件不掲載事件を具体的に調査すべきである」という見解は、平成27年3月の第7期さいたま市公民館運営審議会中間報告書（以下「中間報告書」という。）（甲13の13ページ以下）における各委員の意見のうち、安藤委員長の提案（同13ページ2行目参照）に含まれるものであり、さいたま市公運審としての提言ではない。

カ 第8段落（このように～）は否認ないし争う。

センター職員は、さいたま市公運審での審議を拒否していない。現実に安藤委員長が委員長を務めた第7期公運審で審議は行われている。また、センター職員は、さいたま市公運審の各委員及び安藤委員長の求めに応じて状況や公民館の立場を説明している。センター職員は、審議に協力し、中間報告書や第7期さいたま市公運審の提言について、印刷等の事務を行っている。

なお、さいたま市公運審は、公民館とその利用者との個々の紛争について調整を行い、利用者の権利救済を行う機関ではない。

(3) ②について

センター職員が、 公民館での審議会が開催できないと述べたことは認め、主張は争う。

センター職員は、平成26年7月の 公民館での俳句会の活動の際に、俳句会を訪れメンバーや講師に本件俳句が掲載できない理由を説明し、その際にメンバーや講師からの声を聞いている。

教育長が当事者の意見を聞く機会を設ける旨約束したことについては、平成27年4月13日に安藤委員長と越生副委員長が中間報告書を手渡すために教育長に面会した際、教育長と委員長、副委員長はその様な趣旨の話をしているが、原告との間でそのような約束がなされたことはない。

その後、センター館長は、中間報告書にもある内部検証チームの設立に向け、検証への協力を俳句会に依頼するため、平成27年4月、[]公民館の館長を通じ、俳句会に意見を聞きたい旨の話をした。しかし、俳句会は、我々は被害者であり、本件俳句を掲載するとした話でない限り、公民館と話すことはない旨を回答したために、意見を聴取することができなかった。

その後、まもなく、原告から本件訴えが提起されたこともあって、内部検証はできないことになった。

(4) ③について

さいたま市公運審委員長及び副委員長以外の委員に対し個別に訪問し、意見を聴取したことは認め、その余は否認ないし争う。

職員が俳句会を訪問し、[]氏と面会したのは平成26年7月の一度である。その際も公民館の立場を説明し理解を求めているが、「市側の意見を聴くよう強く求め」てはいない。なお、被告は[]氏を俳句会の代表ではなく、俳句会の講師であると認識している。

[]公民館連絡協議会において、「再掲載の努力を求める意見」がまとめられた事実はなく、また、公民館は[]公民館連絡協議会から再掲載を求められたことはない。さいたま市公運審第7回審議会において、[]公民館長は、事実を伝えたものである。なお、さいたま市の公民館には、表題にある公民館連絡審議会という組織は存在しない。

委員長・副委員長以外の委員に対する個別訪問については、さいたま市公運審において、センター館長からの諮問もない本件俳句に関する個別の紛争についての審議に時間を費やし、本来の公民館事業への提言のテーマすら定まらない状況が続き、公民館における各種の事業の企画実施についての審議が滞っていたため、他の委員の率直な意見を聞こうと行ったものである。

なお、さいたま市公民館条例施行規則第20条第3項において、会務を総理し、審議会を代表していると規定しているのは「委員会」ではなく「委員長」

である。

4. 4について

(1) (1) について

第1段落, 第2段落は認め, 第3段落は不知。

(2) (2) について

ア 第1段落 (公運審の～) は否認する。

公運審の審議の中において, 本件答申を「参照していない」と述べたのは,

公民館長ではなく, 公民館長である。

イ 第2段落 (また, 被告の対応は～) は争う。

ウ 第3段落 (本件答申は～) について, 第6期さいたま市公運審答申に引用の部分があることは認める。

エ 第4段落 (さいたま市の対応は～) は, 争う。

オ 第5段落 (また, 本件答申では～) について, 第6期さいたま市公運審答申に引用の部分があることは認める。

カ 第6段落 (学習活動の成果である～) は争う。

キ 第7段落については否認する。原告準備書面11ページから12ページにかけて, 答申の該当箇所の記載どおりではない。

ク 第8段落は争う。

ケ 第9段落は争う。

5. 5について

ア 第1段落は, 争う。

イ 第2段落は, 否認する。

公運審は, 「調整」機関でない。

原告は, さいたま市公運審に権利救済を求めたことはなく, そもそも公運審

は、館長の諮問機関で個別の紛争を救済する機関ではない。

以上のように公民館や被告の職員の対応に違法性はない。